

## 中山間総合対策支援事業(県単)

### 1. 担い手支援対策事業(県単事業)

【目的】	中山間地域において営農の継続を図るため、中山間地域の新規担い手が営農に必要な機械や施設の導入、新規営農組織の設立に係る経費等を支援します。
【対象者】	農家、営農集団、認定新規就農者、農業法人 等
【補助対象】	・中山間地域の担い手が営農に必要な機械・施設の導入支援 ・中山間地域の新規営農組織の設立に要する経費支援 等
【要件】	・集落の農業者の概ね過半が参加し、集落営農の組織化等将来の農業の維持についての話し合いがなされ、集落営農アドバイザーの助言を経過したうえで策定された集落農業活動計画があること (1/20 以上の急傾斜、又は、20a 未満の農地が集落内の全農地の概ね 1/2 以上を占める集落であること)・・・条件不利地となる要件
【補助割合】	事業費に対し、(県)1/3 以内(条件不利地※1/2 以内)、(市)1/20 以内

※勾配 1/20 以上の農地の面積が、当該集落の全農用地面積の 1/2 以上を占める地域など

### 2. 営農省力化支援事業(県単事業)

【目的】	傾斜が急で生産条件が不利な中山間地域における、営農の継続を図るため、草刈・防除などの危険作業を行うラジコン式草刈機やヤギ、農薬散布用ドローン等の導入を支援します。
【対象者】	農家、営農集団、認定新規就農者、農業法人 等
【補助対象】	ラジコン式草刈機、ヤギ、農薬散布用ドローン 等
【要件】	・急傾斜(1/20 以上)の農地を含む中山間地域で農作業を行い、今後拡大する意欲のあるもの ・導入する機械等の将来的な稼働面積(事業実施年度の翌年度から3年目)の目安は下記のとおりとする ①ラジコン式草刈機 等(田)概ね 11 ha (畦畔)概ね 2.8 ha ②ヤギ (田)概ね 2 ha (畦畔)概ね 0.5 ha ③農薬散布用ドローン (田)概ね 25 ha ・補助対象機械等の能力及び構造、事業費の規模等は、事業実施計画の目標等の目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう必要不可欠且つ必要最小限のものとする
【補助割合】	事業費に対し、(県)1/2 以内、(市)1/20 以内